

27・28年度 市小規模工事等受注希望者 登録を受け付け

27・28年度に市の小規模工事の受注を希望する事業者の登録を受け付けます。

▶登録認定期間 4月1日～29年3月31日▶対象者 次の要件を全て満たす事業者▷市内に住所と事業所がある個人か市内に本店がある法人で、建設業法に基づく許可や資格を有しないなどの理由により、市入札参加資格認定を受けられない▷登録希望業種で1年以上の業務実績がある▷地方自治法施行令第167条の4に定める欠格事項に該当しない▷市入札参加資格者名簿登載者でない▷国税、地方税などの滞納がない▷市暴力団排除条例第2条第2～5号に定める暴力団などに該当しない▶対象業種・種目▷工事・修繕 ①土木関係(側溝、路面、整地)②建築関係(建築物)③外構関係(スロープ、フェンス、ポール、看板、掲示板)④内装関係[建具(サッシ、ふすま、扉など)、ガラス交換、畳替え、天井、壁、床(クロス貼りなど)]⑤外装関係[屋根、壁(防水、左官、板金、塗装など)]⑥設備関係(電気、給排水衛生、空調)⑦造園関係(公園遊具・施設)⑧その他(①～⑦以外の工事、修繕)▷委託 ①樹木管理関係(植栽、剪定、伐採、除草)②その他(①以外の委託) 圏管財契約課(☎70・5642)にある申込用紙(市ホームページからダウンロード可)に記入し、2月2日～3月2日に同課へ直接。

県内唯一のプロオーケストラ 神奈川フィルが演奏 ザマ・プロムナード・コンサート



綾瀬・海老名・座間市の文化的交流と、芸術鑑賞の機会の拡大、県央地域の文化振興を図るために実施している文化振興プロジェクト芸術文化鑑賞会として、県内唯一のプロオーケストラ

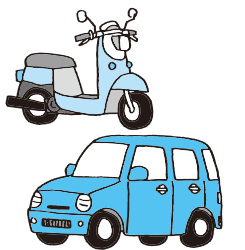
「神奈川フィルハーモニー管弦楽団」によるザマ・プロムナード・コンサートを開催します。この機会に、プロのオーケストラの演奏をお楽しみください。▼日時 3月25日(水)15時30分から(開場15時)▼場所 ハーモニーホール座間(座間市緑ヶ丘)▼対象 3歳以上で3市に在住・在勤・在学の方(小学生以下は保護者同伴)▼定員 1300人(抽選)▼開 2月27日までに、往復はがきに参加希望者全員(4人まで)の住所(在勤・在学の方は通勤・通学先)・氏名・年齢・参加人数・代表者の電話番号を明記し、〒252-1856座間市緑ヶ丘1-1-1座間市教育委員会生涯学習課「ザマ・プロムナード・コンサート」係へ郵送(消印有効)▼結果 3月上旬に通知

2・8476。 同課☎046・252・8476。

車種	申告先
四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 神奈川事務所相模支所 愛川町中津字桜台4071-5 ☎050・3816・3120
自動二輪 (排気量251cc以上)	相模自動車検査登録事務所 愛川町中津字桜台7181 ☎050・5540・2037
軽二輪 (排気量126cc～250cc)	軽自動車協会相模支所 愛川町中津字桜台4071-33 ☎046・285・1888
原動機付自転車 小型特殊自動車	綾瀬市役所 税務課市民税担当 ☎70・5611

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。軽自動車や原動機

軽自動車や
原付自転車など
変更と廃車は
早めの届け出を



付自転車などを売却して名義が変わる・廃車する・所有者が亡くなったなどの場合は、早めに届け出てください。ナンバープレート紛失や盗難に遭った場合は、警察に届け出て受理番号を確認し、表の各申告先に届けてください。 圏税務課☎70・5611。

所得税と消費税 決算・確定申告 個別指導会

所得税法改正で、昨年1月から個人の白色申告者で事業や不動産貸し付けなどをしている全ての方に、記帳と帳簿書類の保存が義務化されました。大和青色申告会では、2月2日から税理士会の協力で、所得税と消費税の決算・確定申告個別指導会を開催します。事業・不動産所得があり、一般社団法人大和青色申告会に入会できる方(圏入会金2000円、月額1250円)が対象です。 同指導会を利用すれば、税務署まで行かずに申告書を提出できます。予約すれば、待たずに指導を受けることもできます。 圏同申告会☎046・262・5111。

国民年金保険料 支払者と受給者の確定申告

国民年金保険料を支払うと、全額が所得税・市民税などの控除対象になります。申告には、昨年11月～2月上旬に日本年金機構が発送した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(はがき)」などが必要です。

年金受給者が確定・市民税申告をする場合、同機構が1月中旬に発送した「公的年金等の源泉徴収票」を提出してください。昨年中に受け取った年金総額や、年金から差し引いた所得税額などの証明に必要です。障害・遺族年金を受けている場合は、課税対象外のため発行されません。 圏保険年金課☎70・5646・223・7171。

国民年金保険料は 口座振替で前納がお得

2年分(4月～翌々年3月分)、1年分(4月～翌年3月分)、6カ月分(4月～9月分)、10月～翌年3月分)を口座振替で前納すると、納付書(現金やクレジットカード)で前納するより割引額が多くお得です。今年度の割引額は、表のとおりです。また、各月の保険料を口座振替で前納すると50円(1年で600円)の割引となります。

■26年度割引額実績

前納区分	割引額
2年前納 (26年4月～28年3月)	1万4800円
1年前納 (26年4月～27年3月)	3840円
6カ月前納 (26年4月～9月、 10月～27年3月)	1040円 (前期・後期 計2080円)

※割引額は、毎年変わります。27年度は4月中旬に公表される予定です

に加入したときは、加入以降の国民年金保険料が還付されます。 圏保険年金課☎70・5646・223・7171。